

北 信 越 学 生 卓 球 連 盟 規 約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 [名称] 本連盟は北信越学生卓球連盟と称する。
- 第 2 条 [構成] 北信越学生卓球連盟（以下「本連盟」という）は日本学生卓球連盟規約に基づく、北信越地区（新潟、長野、富山、福井、石川の 5 県）の学校に所属する学生卓球競技団体を統括し、日本学生卓球連盟の支部となることとする。
- 第 3 条 [目的] 本連盟は加盟競技団体相互の親睦を図り、運動精神に則り、学生卓球の発展と普及に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 [本部] 本連盟の本部を（〒 9 2 0 - 1 1 9 2）石川県金沢市角間町金沢大学学生課内卓球部付に置く。
- 第 5 条 [主幹校] 本連盟には主幹校を定める。主幹校とは新潟大学、信州大学、富山大学、福井大学、金沢大学とする。
1. 近年の活動状況により、推薦により追加することができる。
 2. ただし、主幹校の追加は 2 年ごとに見直す。

第 2 章 事 業

- 第 6 条 [事業内容] 本連盟は第 3 条の目的を遂行するため下記の事業を行う。
1. 北信越学生卓球選手権大会（春季、夏季、秋季）
 2. 強化合宿
 3. 北信越学生新人卓球大会
 4. 日本学生卓球連盟主催の各大会北信越地区予選会
 5. その他、本連盟の目的達成のため必要な事業

第 3 章 役 員

- 第 7 条 [役員] 本連盟に次の役員を置く。
- | | | | |
|-----------|----------|--------|--------|
| 1. 会長 | 2. 副会長 | 3. 監査役 | 4. 理事長 |
| 5. 副理事長 | 6. 常任理事 | 7. 理事 | 8. 幹事長 |
| 9. 副幹事長 | 10. 庶務 | 11. 会計 | 12. 幹事 |
| 13. 技術委員長 | 14. 技術委員 | | |
- 第 8 条 前条の役員に関して 8～14 は学生役員とする。8～11 を常任幹事とする。
- 第 9 条 [任務] 役員の仕事は次の通りである。
1. 会長は本連盟を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代理する。
 3. 監査役は本連盟の事業及び財産並びに会計について監査する。
 4. 理事長は理事会を代表し、本連盟の運営について常時諮問に応ずる。
 5. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合は、その職務を代理

する。

6. 常任理事は常時諮問に応ずる。
7. 理事は本連盟幹事会の議決の執行を円滑ならしめるために必要な事項を審議する。
8. 幹事長は幹事会を代表し、本連盟の運営に関する諸般の事務を管掌する。
9. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故ある場合は、その職務を代理する。
10. 庶務は本連盟の庶務全般を処理する。
11. 会計は本連盟の会計全般を処理する。
12. 幹事は本連盟の事業と重要事項を計画し、決議する。
13. 技術委員は学生卓球技術の発展を図り、ランキングの作成及び競技ルール、競技器具等の技術面を担当する。

第10条 [選出] 役員を選任は次の通りである。

1. 会長は理事会の推薦により、幹事会の同意を得て選出する。
2. 副会長は理事会の推薦により、幹事会の同意を得て会長が委嘱する。
3. 監査役は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
4. 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選により選出する。
5. 理事は各学校より1名（主幹校は2名以下）を選出する。また、会長推薦により若干名を選出することができる。
6. 幹事長は連盟本部が置かれている学校の卓球競技団体内で決定する。幹事長は理事を兼ねる。
7. 副幹事長、庶務、会計は幹事長が委嘱する。
8. 幹事は各学校の競技団体から推薦により選出する。
9. 技術委員は次の基準によって選出し、幹事長が推薦し、幹事会で決定する。
 - (1) 年間統一ランキング保持者で、3年生以上であること（卒業年限が3年未満の学生においては定められる最高学年とする）。
 - (2) (1)に該当しない場合も当該年度事業（第6条1～4）主管校から少なくとも男女いずれか1名選出する。
 - (3) 同一校からは男女各2名以内とする。3名以上の有資格者がいる場合は上級生を選出し、同学年の場合は成績上位者を選出する。
 - (4) 技術委員長は技術委員の互選により選出する。

第11条 [特別役員] 本連盟に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

1. 名誉会長は理事会の推薦により、理事会の同意を得て会長が委嘱する。名誉会長は重要である会務について会長の諮問に応ずる。
2. 顧問、参与は理事会の推薦により、理事会の同意を得て会長が委嘱する。顧問、参与は重要な会議について、会長の諮問に応ずる。

第12条 [役員任期] 役員任期は次の通りである。

役員任期は1年（1月1日～12月末日）とするが、留任を妨げない。名誉会長、顧問、参与は任期を設けない。役員任期が終了しても後継者が就任するまではその職務を行う。補欠によって就任した役員任期は前任者

の残任期間とする。ただし、学生役員はその所属する学校が本連盟を脱退した時及び本人が所属する学校の卓球競技団体の籍を失ったときに資格を失う。

第13条 [役員改選] 役員改選は任期満了前に行う。

第4章 機 関

第14条 [機関] 本連盟に次の機関を置く。

1. 常任理事会
2. 理事会
3. 常任幹事会
4. 幹事会
5. 学生委員会
6. 技術委員会

第15条 [最高決議機関] 本連盟の最高決議機関は理事会である。

第16条 [常任理事会] 会長、副会長及び常任理事で構成する。

第17条 [理事会] 会長、副会長及び理事で構成する。なお、名誉会長、顧問、参与及び監査役は理事会に出席して意見を述べることができる。

第18条 [常任幹事会] 幹事長、副幹事長、会計で構成する。

第19条 [幹事会] 幹事長、副幹事長、会計、幹事で構成する。

第20条 [学生委員会] 主幹校の代表者で構成する。

第21条 [技術委員会] 理事長、幹事長及び技術委員で構成する。

第22条 [招集] 各会議は会長が召集する。

第23条 [臨時招集] 各会議は構成員の3分の1以上の要求があった場合及び会長が特に必要と認めた時は、会議の目的を示して会長が臨時招集することができる。

第24条 [定足数及び議決] 各会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。

第5章 財 務

第25条 [財務管理] 本連盟の財務管理について幹事会の承認を必要とする。

第26条 [経費] 本連盟の経費は、年度維持費、年度登録費、大会参加費、新人登録費、新規加盟費及びその他の収入をもってあてる。

第27条 [会計年度] 本連盟の会計年度は1月1日より12月末日までとする。

第28条 [会計報告] 会計は監査役の監査を受け、幹事会及び理事会に報告し、承認を得なければならない。

第29条 [会計事務局] 会計事務局として

氏名 松田 良平

住所 (〒920-1165) 石川県金沢市若松町3丁目204

ファルツブロー301号

を設ける。

第6章 規約改正

- 第30条 [規約改正] 本連盟の規約を改正するには、理事の3分の2以上の賛成を得なければならない。但し、第29条の会計事務局は幹事長がこれを決定し、決定後直近の理事会に報告する。
この決定による会計事務局の変更は第32条に記載しない。

第7章 附 則

- 第31条 [内規] 本規約の他に内規、及び事業実施細則を設ける。

- 第32条 [施行] 本規約は平成9年4月1日より改正する。
本規約は平成12年4月1日より改正する。
本規約は平成14年5月12日より改正する。
本規約は平成15年10月19日より改正する。
本規約は平成16年4月6日より改正する。
本規約は平成17年5月10日より改正する。
本規約は平成25年5月18日より改正する。
本規約は平成26年11月9日より改正する。